

金融先物取引法の一部を改正する法律案参照条文

目次

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）	1
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	10
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	13
保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	14
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	18
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	18
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	19
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	19
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	22
外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）	23
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	24
商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（抄）	28

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	．．．．．	33
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	．．．．．	37
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	．．．．．	43
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	．．．．．	49
水産業協同組合法（昭和二十三年法律二百四十二号）（抄）	．．．．．	54
商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）	．．．．．	64
民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	64

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）
「金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行後」

（会員の欠格事由）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一（三）（略）

四 第五十四条第一項の規定若しくは第五十五条の十二の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令（これらに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。次号ト及びリにおいて同じ。）により除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない法人

五 役員、国内における代表者（外国法人の国内における代表者をいう。以下同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二（ト）（略）

チ 金融先物取引所の会員等が第五十四条第一項の規定による命令により除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をされた場合又は外国金融先物取引所の外国金融先物取引所参加者（第五十五条の四第一項第六号に規定する外国金融先物取引所参加者をいう。以下この号において同じ。）が第五十五条の十二の規定による命令により取引資格の取消しをされた場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該会員等若しくは外国金融先物取引所参加者の役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの

リ 第五十四条第一項の規定若しくは第五十五条の十二の規定に相当する外国の法令の規定による命令により除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない者（当該除名され、又は取り消された者が法人である場合において、当該除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

（対象議決権保有届出書の提出者に対する立入検査等）
第三十四条の二十の三（略）

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認可等)

第三十四条の三十四 株式会社金融先物取引所を子会社(第三十四条の二十四第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。)としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなつた会社(以下この条において「特定持株会社」という。)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 (略)

(仮装取引等の禁止)

第四十四条 何人も、取引所金融先物取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 仮装の取引所金融先物取引をすること。

二 (略)

三 単独で又は他人と共同して、取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引所金融先物取引又は当該取引所金融先物取引の相場を変動させるべき一連の取引所金融先物取引をすること。

四 (略)

五 取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引の相場が自己又は他人の市場操作によつて変動するべき旨を流布すること。

(免許の取消し)

第五十一条 内閣総理大臣は、金融先物取引所がその免許を受けた当時第五条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

(立入検査等)

第五十二条 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要があるときは、金融先物取引所、その子会社(第九条の第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)若しくはその会員等に対し、金融先物取引所若しくは会員等の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。)の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引所若しくはその子会社の営業所若しくはその会員等の営業所若しくは

事務所その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは会員等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十三条 内閣総理大臣は、金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融先物取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分（以下この条及び次条において「この法律等」という。）若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「定款等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、当該会員等に対しこの法律等、当該定款等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律等若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。 第三条の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二 正当な理由がないのに、金融先物市場を開設することができることとなつた日から三月以内に金融先物市場を開設しないとき、取引対象通貨等について取引所金融先物取引を行うことができることとなつた日から三月以内に取引所金融先物取引を開始しないとき、又は引き続き三月以上取引対象通貨等の全部若しくは一部について取引所金融先物取引を停止したとき。 第三条の免許若しくは定款若しくは業務規程の変更の認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程の変更を命ずること。

三 金融先物取引所の行為又はその開設する金融先物市場における取引所金融先物取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であるとき。 三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2 内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員がこの法律等若しくは定款に違反したときは、金融先物取引所に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(会員等及び会員等の役員等に対する監督上の処分)

第五十四条 内閣総理大臣は、会員等がこの法律等に違反したときは、金融先物取引所に対し当該会員等を除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をし、又は六月以内の期間を定めて当該会員等の取引所金融先物取引を停止することを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、会員等の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所）に駐在する役員又は国内における代表者。以下この項において同じ。）がこの法律等に違反する行為をしたときは、当該会員等に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(業務改善命令)

第五十五条 内閣総理大臣は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は委託者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認可の条件)

第五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(業務報告書の提出)

第五十五条の六 外国金融先物取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(外国金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十五条の十一 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該外国金融先物取引所の第五十五条の二第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更を命ずることができる。

一 第五十五条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 第五十五条の五第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 認可に付した条件に違反したとき。

四 この法律等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国金融先物取引所参加者がこの法律等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対しこの法律等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国金融先物取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国金融先物取引所の行為又はその開設する海外金融先物市場における外国市場取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。

2 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。)がこの法律等に違反したときは、当該外国金融先物取引所に対し当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

(外国金融先物取引所参加者に対する監督上の処分)

第五十五条の十二 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所参加者がこの法律等に違反したときは、外国金融先物取引所に対し当該外国金融先物取引所参加者の取引資格を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該外国金融先物取引所参加者の外国市場取引を停止することを命ずることができる。

(免許の申請)

第一百六条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
 - 二 資本の額
 - 三 本店その他の営業所の名称及び所在地
 - 四 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名
 - 五 (略)
- 2・3 (略)

(免許審査基準)

第一百七条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

- 一 免許申請者が株式会社でないとき。
- 二 免許申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。
- 三 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。
- 四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(業務の制限)

第一百九条 (略)

2 (略)

3 金融先物清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第二百一十一条 金融先物清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置)

第二百二十三条 金融先物清算機関は、金融先物債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

第二百二十五条 金融先物清算機関が業務方法書で未決済債務等(清算参加者が行った対象取引の相手方から金融先物債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。))及び担保をいう。以下この項において同じ。)について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する金融先物清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 (略)

(役員の欠格事由等)

第二百二十八条 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、金融先物清算機関の取締役、執行役又は監査役となることができない。

2 金融先物清算機関の取締役、執行役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなったときは、その職を失う。

3 内閣総理大臣は、不正の手段により金融先物清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は金融先物清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは行政官庁の処分違反したときは、当該金融先物清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

(業務に関する帳簿書類)

第二百二十九条 金融先物清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第二百三十条 金融先物清算機関は、決算期ごとに、事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(立入検査等)

第二百三十一条 内閣総理大臣は、金融先物債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、金融先物清算機関に対

し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物清算機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

(業務改善命令)

第三十二条 内閣総理大臣は、金融先物債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(解散等の認可)

第三十四条 金融先物清算機関の金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(金融先物取引所による金融先物債務引受業等)

第三十五条 (略)

2 会員金融先物取引所は、前項の規定による金融先物債務引受業等により損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員等に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

第三十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の承認を受けた金融先物取引所が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。
- 二 第三条の免許を取り消されたとき。
- 三 第四十八条の二第一項各号のいずれかに該当するとき。

(虚偽の相場公示の禁止)

第三十九条 何人も、金融先物取引所の開設する金融先物市場の相場を偽つて公示してはならない。

(金融先物取引所の破産手続開始等の通知)

第四十二条 金融先物取引所について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員金融先物取引所の役員若しくは事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者
- 三 第四十四条(第四十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 四 (略)

第四百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して、金融先物市場を開設した者
- 二 第三十四条の十第一項の純資産額について内閣総理大臣又は会員の總會に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員金融先物取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。 次号において同じ。)
- 三 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第一項第四号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の總會に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員金融先物取引所の役員若しくは検査役又は株式会社金融先物取引所の取締役若しくは監査役となるべき者
- 四(七 (略)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十四条の三十四第一項又は第三項の規定に違反した者
- 二 (略)

第五百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十六条又は第四十四条の二の規定に違反した者
- 二 第三十四条の二十第一項若しくは第二項ただし書又は第三十四条の三十七第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者
- 三 第三十四条の二十八第一項若しくは第四項、第三十四条の三十一第二項、第三十四条の四十第一項若しくは第三項又は第三十四条の四十三第二項の規定に違反した者
- 四 第三十四条の三十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四十三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第三十四条の四十九第一項(第三十四条の五十二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 五 第四十五条の規定による制限に違反した者
- 六(九 (略)

第五百五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十四条の二十第三項、第三十四条の二十八第三項（第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の三十七第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者
- 三 七（略）
- 三 七（略）

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 二 第九条の二第一項、第三十四条の二十二第一項又は第三十四条の四十六の規定に違反した者
- 三 第三十五条の二第一項後段又は第三十五条の三第三項の規定に違反した者
- 四 第三十五条の四第四項の規定に違反した者
- 五（略）
- 六 第六十六条第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者
- 七 第六十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 八 十一（略）

（質問、検査又は領置等）

第百七十条（略）

- 2 委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（臨検、搜索又は差押え）

第百七十一条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

- 2 前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。
- 3 委員会職員は、第一項又は前項の許可状（以下この章において「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

- 4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

(領置物件又は差押物件の処置)

第百八十一条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

(営業の免許)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。
2、5 (略)

(業務の範囲)

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
- 二 資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

- 一 債務の保証又は手形の引受け
- 二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先物取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシヨン取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券とし

- て内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 五の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 六 有価証券の私募の取扱い
- 七 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 八 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（内閣府令で定めるものに限る。）
- 九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十の二 振替業
- 十一 両替
- 十二 金融先物取引等
- 十三 金融先物取引等の受託等
- 十四 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十三号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
- 十六 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十七 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券
- 四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第七項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

- 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券
 - 七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。
ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - 二 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
 - 4 第二項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先物取引をいう。
 - 5 第二項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
 - 6 第二項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
 - 7 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。
 - 8 第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。
 - 9 第二項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。
 - 10 第二項第十二号の「金融先物取引等」又は同項第十三号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）第二条第十一項又は第十二項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。
- 第十一条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）を営むことができる。
- 第十二条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店又は代理店(以下この章において「主たる外国銀行支店」という。)を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2) 3 (略)

協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
- 二 商工組合中央金庫
- 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百二十二号)第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。)及び農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。)
- 七 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。))及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。第四十五条第一項及び第三項において同じ。)

2) 8 (略)

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。

6（略）

7 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。
8～22（略）

（業務の範囲等）

第九十七条 保険会社は、第三条第二項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

2 保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならぬ。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。）
二 債務の保証

三 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）

四の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

- 四の三 短期社債等の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）
- 五 有価証券（第四号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の私募の取扱い
- 六 金融先物取引等（資産の運用のために行うものを除く。）
- 七 金融先物取引等の受託等
- 八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第七号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
- 十 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第四号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（資産の運用のために行うものを除く。）
- 十一 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 2 保険会社は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第一項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 4 第一項第四号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第四号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とはそれぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）をいう。
- 6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
 - 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券
 - 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券
- 四 第六十一条の二第一項に規定する短期社債
- 五 前項に規定する特定短期社債
- 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

- 七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。
 - ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
 - ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 7 第一項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。
- 8 第一項第六号の「金融先物取引等」又は同項第七号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項又は第十二項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。
- 9 第一項第十号の「有価証券店頭デリバティブ取引」とは、証券取引法第二条第八項第三号の二（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。
- 第九十九条 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）及び当該業務に付随する業務として内閣府令で定めるものを行うことができる。
- 2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - 二 担保附社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務
- 3 生命保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務（以下「保険金信託業務」という。）を行うことができる。
- 4 保険会社が第一項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該保険会社は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 保険会社は、第二項の規定により同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 6 保険会社は、第二項各号に掲げる業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行（相互会社にあつては、これらの法令に規定する会社又は銀行）とみなす。この場合においては、信託業

中「株式会社等」とあるのは「日本における株式会社等」と、第一百六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第一百七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「支払準備金」とあるのは「日本において支払準備金」と、第一百八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは「日本において設ける」と、第一百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第二百一十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第二百一十二条中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第二百二十二条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該外国保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（都道府県暴力追放運動推進センター）

第三十一条（略）

2、6（略）

7 都道府県センターの役員若しくは職員（暴力追放相談委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8、9（略）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九条（略）

）（略）

次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二・三 （略）

（略）

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百一十一条ノ二 （略）

・（略）

第一項及前項ニ規定スル議決権ニ八第二十二條第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式及有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス

第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テ八第二十四一條第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主八其ノ株式ニ付同條第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ、有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル第二十四一條第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員八其ノ持分ニ付有限会社法第三十九條第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ有スルモノト看做ス

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（業務の範囲）

第六條 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 設備資金又は長期運転資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け
- 二 国債、地方債、社債その他の債券（短期社債等を除く。）、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。）、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）
- 三 預金又は定期積金の受入れ（国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。）
- 四 為替取引
- 五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、設備資金及び長期運転資金以外の長期資金（資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。）に関する不動産を担保とする貸付けをし、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金（資金需要の期間が六月以下のものをいう。）に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをすることができる。
- 3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
 - 一 有価証券の売買（顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）又は有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
 - 二 有価証券の貸付け
 - 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第一項第二号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
 - 五 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（内閣府令で定めるものに限る。）
 - 六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 七の二 振替業
 - 八 両替
 - 九 金融先物取引等
 - 十 金融先物取引等の受託等
 - 十一 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第五五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

5 第三項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

6 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

7 第三項第九号の「金融先物取引等」又は同項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項又は第十二項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。

第六条の二 長期信用銀行は、前条の規定により営む業務及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条（略）

この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

（略）

この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第二十二項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

溢（略）

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

- 一 有価証券の保護預り
- 二 社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業
- 三 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
- 四 第五百六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け
- 五 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）
- 六 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）
- 七 投資信託及び投資法人に関する法律第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
- 八 投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
- 九 累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）
- 十 有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）
- 十一 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務
 - 二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業
 - 二の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する資産保管会社の業務
 - 三 金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業
 - 四 商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）
 - 五 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）
 - 六 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）
 - 七 貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業
 - 八 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業
 - 九 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業
 - 十 その他内閣府令で定める業務
- （略）

外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

（業務の規制）

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項（役員の兼務・兼業の届出等）の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。）について、同法第三十三条（誠実公正の原則）、第三十四条から第三十六条まで（業務、名義貸しの禁止及び社債管理会社等となることの禁止）、第三十八条（取引の態様の明示）、第四十条から第四十二条まで（説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為）、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項（損失補てんの禁止等）並びに第四十三条から第四十七条の二まで（業務の状況についての規制、最良執行方針等の書面交付、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意）の規定は外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人」とあるのは「特定金融機関（特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有

することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。)のうち銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。)の取締役若しくは執行役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同条第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同条第三号中「第三十四条第二項第三号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第三号」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七条の二第二項中「第四十条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2) 4 (略)

農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(抄)

(業務の範囲)

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 会員の預金の受入れ
 - 二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引
 - 三 為替取引
- 2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
 - 二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引
- 3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 第八条に規定する者

- 二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの
- 三 国
- 四 銀行その他の金融機関
- 五 証券業者（証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十条第一項第二号の二において同じ。）を除く。）
- 4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
 - 一 債務の保証又は手形の引受け
 - 二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプショント取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
 - 三 有価証券の貸付け
 - 四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
 - 六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - 六の二 短期社債等の取得又は譲渡
 - 七 有価証券の私募の取扱い
 - 八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - 九 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保附社債に関する信託業務
 - 十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の指定する者の業務の代理
 - 十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 十二の二 振替業
 - 十三 両替
 - 十四 金融先物取引等
 - 十五 金融先物取引等の受託等
 - 十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における

現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十八 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

5 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

ニ 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の

流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）

第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

ヘ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

各権利の金額が一億円を下回らないこと。

元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

利息の支払期限を、の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項までに規定する有価証券店頭デリバティブ

- 取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。
- 二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 三 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
- 四 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。
- 四の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。
- 五 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する金融先物取引等をいう。
- 六 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引等の受託等をいう。
- 7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）を営むことができる。
- 8 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むことができる。
- 9 農林中央金庫が第七項の規定により同項に規定する業務を営もうとする場合には、農林中央金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 10 農林中央金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を営もうとする場合には、農林中央金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 11 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。
- 12 農林中央金庫は、第四項第十一号に掲げる業務を営む場合には、商法第六百六十八条第一項第八号ただし書、第七百七十条第二項、第七百七十五条第二項第十号、同法第四項（同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。）、第七百七十八條（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）、第八百八十九條（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二條第二項（同法第二十三條ノ二及び第五十七條において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十條第十号、第八十二條第四号、第九十五條第六号及び第九十六條第二号（同法第八十二條第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（抄）

- 第二十八条 商工組合中央金庫八其ノ目的ヲ達スル為左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス
- 一 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ担保ヲ徴セスシテ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト
 - 二 所属団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ債務ノ保証又ハ手形ノ引受ヲ為スコト
 - 三 所属団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ニ係ル外国為替取引ヲ行フ銀行其ノ他ノ金融機関ニシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノノ為ニ債務ノ保証又ハ手形ノ引受ヲ為スコト
 - 四 為替取引ヲ為スコト
 - 五 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト
 - イ 出資資格団体及其ノ構成員
 - ロ 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員
 - ハ 次条ニ規定スル法人
 - ニ 第二十八条ノ四第一項第二号イニ掲グル法人ニシテ同号ノ業務ノ相手方タルモノ
 - ホ 国、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人
 - ヘ 銀行其ノ他ノ金融機関
 - ト 本邦内ニ住所又ハ居所（法人ニ在リテハ主たる事務所）ヲ有スル者以外ノ者（以下「非居住者」ト謂フ）
 - 六 前号ニ掲グル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為スコト
 - 六ノ二 振替業ヲ為スコト
 - 七 有価証券（第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノヲ除ク第十二号及第二十八条ノ六第一項第一号ノ二ニ於テ同ジ）ノ売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引ヲ除ク）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシヨン取引又ハ外国市場証券先物取引（顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケ其ノ計算ニ於テ為スモノニ限ル）ヲ為スコト
 - 八 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前号、第十二号、第十九号及第二十号並ニ同法第二条第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク）ヲ為スコト
 - 九 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト
 - 十 所属団体ノ構成員ノ株式ノ取得ヲ為スコト（主務省令ノ定ムル所ニ依リ投資ノ目的ヲ以テ為ス場合ニ限ル）
 - 十一 所属団体又ハ其ノ構成員ヲ相手方トシテ金銭債権（譲渡性預金証書其ノ他ノ主務省令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルルモノヲ含ム以下同ジ）ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト
 - 十二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

- 十三 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ其ノ出資若ハ株式ノ払込金ノ受入又ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト
- 十四 両替ヲ為スコト
- 十五 金融先物取引等ヲ為スコト
- 十六 金融先物取引等ノ受託等ヲ為スコト
- 十七 金利、通貨ノ価格、商品ノ価格其ノ他ノ指標ノ数値トシテ予メ当事者間テ約定セラレタル数値ト将来ノ一定ノ時期ニ於ケル現
実ノ当該指標ノ数値ノ差ニ基キ算出セラルル金銭ノ授受ヲ約スル取引又ハ之ニ類スル取引ニシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノ（次号
ニ於テ「金融等デリバティブ取引」ト謂フ）ヲ為スコト（第十一号、第十五号及第二十九条第一項第四号二掲グル業務ニ該当スル
モノヲ除ク）
- 十八 金融等デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト（第十六号二掲グル業務ニ該当スルモノ及主務省令ヲ以テ定ムルモ
ノヲ除ク）
- 十九 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラ
ルル金銭債権ニ該当スルモノ及短期社債等以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ依リ決済セラルルモノニ限ル次号ニ於テ同ジ）
ヲ為スコト（第七号二掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク）
- 二十 有価証券店頭デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト
商工組合中央金庫ハ必要アリト認ムルトキハ担保ヲ徴シテ前項第一号ノ業務ヲ為スコトヲ得
- 第一項第六号ノ二ノ「振替業」トハ社債等ノ振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項二掲グル口座管理機関ト
シテ行フ振替業ヲ謂フ
- 第一項第七号、第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプシヨ
ン取引」、「外国市場証券先物取引」又ハ「有価証券先物取引」トハ夫々証券取引法第二条第八項第三号の二又ハ第二十一項乃至第二
十四項二掲グル有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシヨン取引、外国市場証券先物取引又ハ有
価証券先物取引ヲ謂フ
- 第一項第十二号ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募（証券取引法第二条第三項二掲グル有価証券の私募ヲ謂フ）ノ取扱
ヲ謂フ
- 第一項第十五号ノ「金融先物取引等」又ハ同項第十六号ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ夫々金融先物取引法（昭和六十三年法律
第七十七号）第二条第十一項二掲グル金融先物取引等又ハ同条第十二項二掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ
- 第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ次二掲グルモノヲ謂フ
 - 一 社債等ノ振替に関する法律第六十六条第一号二掲グル短期社債
 - 二 第三十三条ノ二規定スル短期商工債券
 - 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項二掲グル短期債券
 - 四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項二掲グル短期社債
 - 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項二掲グル特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動

化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第一条ノ規定ニ依リ改正前ノ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第

六項二掲グル特定短期社債（第二十八条ノ六第二項ニ於テ「旧特定短期社債」ト謂フ）ヲ含ム）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項二掲グル短期農林債券

七 其ノ権利ノ帰属ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券（新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク）ニ表示サレルベキ権利ノ内次二掲グル要件ノ何レニモ該当スルモノ

イ 契約ニ依リ権利ノ総額ガ引受ケラルルモノタルコト

ロ 各権利ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト

ハ 元本ノ償還ニ付権利ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未滿ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト

二 利息支払ノ期限ニ付八ノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

商工組合中央金庫八第一項第十三号ノ業務ニ関シテ八商法第百六十八条第一項第八号但書、第百七十条第二項、第百七十五条第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項及第二百八十条ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第百八十九条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及第三百四十一条ノ十三第三項並ニ有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（同法第五十七条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第百八十条ノ六、第百八十条ノ二十八第二項第五号及第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並ニ第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号但書及第十二条第二項（同法第二十三條ノ二及第五十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ商業登記法第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及第九十六条第二号（同法第八十二条第四号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十八条ノ三

商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ國、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人、電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノ又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ノ一部ヲ代理スルコト（第二十八条第一項第八号並ニ第二十八条ノ六第一項第一号及第二号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ得

商工組合中央金庫八前項ノ規定ニ依リ國、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ヲ代理シテ所属団体又ハ其ノ構成員以外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ貸付ニ因リテ生ズル債務ノ保証ヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ四 商工組合中央金庫八第二十八条第一項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

- 一 左二掲グル者二対シ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト
 - イ 出資資格団体
 - 口 所属団体又ハ其ノ構成員ヨリ出資ヲ受ケタル法人（非居住者タルモノニ限ル）ニシテ当該所属団体又ハ其ノ構成員トノ間ニ緊密ナル経済関係ヲ有スルモノ
 - ハ 所属団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ノ相手方タル非居住者
 - ニ 銀行其ノ他ノ金融機関
 - ホ 証券業者
 - 二 左二掲グル者（前号二掲グルモノヲ除ク）ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト
 - イ 出資資格団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ発達ヲ図ル為必要ナル施設ヲ行フ法人
 - 口 中小規模ノ事業者ヲ其ノ主タル構成員トシ且其ノ構成員タル中小規模ノ事業者ノ貿易ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ図リ其ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人
 - 三 国債、地方債若ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券（以下「国債等」ト謂フ）又ハ商工債券ノ所有者ニ対シ当該国債等又ハ商工債券ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト
 - 四 左二掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為シタル場合ニ於テ当該預金ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト
 - イ 出資資格団体ノ構成員
 - ロ 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員
 - ハ 公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人
 - ニ 非居住者
 - ホ 商工債券又ハ国債等ノ所有者
- 前項各号ノ業務ニ関シ必要ナル事項ハ主務省令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十八条ノ五 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第五号ノ業務ノ外左二掲グル業務ヲ営ムコトヲ得
- 一 第二十八条第一項第一号及第二号ノ業務ニ係ル債権ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テ当該債権ニ係ル債務者ニシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコト
 - 二 商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債券ノ応募者（応募セントスル者ヲ含ム）又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト
 - 三 商工債券又ハ国債等ノ所有者ヨリ主務省令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト
 - 四 左二掲グル者ヨリ主務省令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト
 - イ 電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ商工組合中央金庫ガ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ其ノ業務ノ代理ヲ為シタルモノ
 - ロ 第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル業務ノ代理ニ係ル貸付ヲ受ケタル者

八 前条第一項第一号口、八及亦並二第二号口二掲グル者ニシテ同項第一号又八第二号ノ業務ノ相手方タルモノ
二 第二十八条第一項第四号ノ業務ノ相手方タル者（継続的取引關係ヲ有スル者ニ限ル）
ホ 前三号及イ乃至二二掲グル者以外ノ者ニシテ其ノ者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトガ商工組合中央金庫ノ經常的經費ノ円滑ナル支
払ニ資スト認メラルル者ニシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノ

第二十八条ノ六 商工組合中央金庫八第二十八条第一項第六号乃至第九号、第十一号、第十二号、第十七号、第十九号及第二十号ノ業
務ノ外同項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 国債等ノ引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク）及当該引受ニ係ル国債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

一ノ二 特定目的会社ガ発行スル特定社債（特定短期社債ヲ除キ資産流動化計画ニ於テ当該特定社債ノ発行ニ依リ得ラルル金錢ヲ以
テ指名金錢債權又ハ指名金錢債權ヲ信託スル信託ノ受益權ノミヲ取得スルモノニ限ル）其ノ他之ニ準ズル有価証券トシテ主務省令
ヲ以テ定ムルモノ（以下本号ニ於テ「特定社債等」ト謂フ）ノ引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク）及当該引受ニ係ル特定社
債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

二 証券取引法第六十五条第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前二号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク
）ヲ為スコト

三 国債等ノ保護預リヲ為スコト

四 有価証券ノ貸付ヲ為スコト

五 金錢債權（主務省令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ノ取得又ハ讓渡ヲ為スコト

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又ハ「特定短期社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律
第二條第三項ニ掲グル特定目的会社、同條第四項ニ掲グル資産流動化計画、同條第七項ニ掲グル特定社債又ハ同條第八項ニ掲グル特
定短期社債（旧特定短期社債ヲ含ム）ヲ謂フ

商工組合中央金庫八第一項第二号乃至第五号ノ業務ヲ営マントスルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ此等ヲ變
更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ認可ニ關シ必要ナル事項ハ主務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条ノ七 商工組合中央金庫八第二十八条、第二十八条ノ二又八第二十八条ノ四ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者ノ為ニ左
ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 地方債又ハ社債其ノ他ノ債券ノ募集又ハ管理ノ受託ヲ為スコト

二 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）ニ依リ担保附社債ニ關スル信託業務ヲ為スコト

商工組合中央金庫八前項ニ規定スル業務ニ關シテハ商法及担保附社債信託法並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令
ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス

第三十条 商工組合中央金庫八本法二規定スル業務及之二附随スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務ヲ営ムコトヲ得ズ

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（信用協同組合）

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合員に対する資金の貸付け
- 二 組合員のためにする手形の割引
- 三 組合員の預金又は定期積金の受入れ
- 四 前三号の事業に附帯する事業

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

- 一 為替取引
- 二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この項において「国等」という。）の預金の受入れ
- 三 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族（以下この項において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員以外の者（国等及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ
- 五 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）
- 六 債務の保証又は手形の引受け（組合員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）
- 七 有価証券（第十号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先物取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
- 八 有価証券の貸付け（組合員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）
- 九 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 十 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 十の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

- 十の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 十一 有価証券の私募の取扱い
- 十二 国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の指定する者の業務の代理
- 十三 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十四 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十四の二 振替業
- 十五 両替
- 十五の二 金融先物取引等
- 十六 金融先物取引等の受託等
- 十七 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 十八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号に掲げる事業に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
- 十九 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第七号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 二十 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 二十一 前各号の事業に附帯する事業
- 三 信用協同組合の前項第四号の事業に係る預金及び定期積金の合計額は、当該信用協同組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。
- 四 信用協同組合は、第二項第五号の事業については、政令で定めるところにより、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。
- 五 第二項第十号の事業には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十号の三の事業には短期社債等について、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二条第八項各号（定義））に掲げる行為を行う事業を含むものとする。
- 六 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 短期社債等 次に掲げるものをいう。
 - イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
 - ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券
 - ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債

券

二 保険業法第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券
その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

各権利の金額が一億円を下回らないこと。

元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

利息の支払期限を、の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

三の三 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第十二項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（第二項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

8 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

9 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために、次の事業を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

二 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

10 信用協同組合は、第二項第十三号の事業を行う場合には、商法第六十八号第一項第八号ただし書、第七十条第二項、第七十条第五号第二項第十号、同法第四項（同法第二百一十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び第二百八十条ノ十四（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第七十八号（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項（新株予約権の行使についての準用規定）及び第三百四十一条ノ十三第三項（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る払込取扱銀行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第八十九号（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（社員の出資に係る払込取扱銀行についての準用規定）（同法第五十七条（資本増加についての準用規定））において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七号第四号ただし書及び第十二条第二項（同法第二十三条ノ二（会社が有する自己の持分の処分についての準用規定））及び第五十七条において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行とみなす。

11 信用協同組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

（協同組合連合会）

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
- 四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同施設
- 五 所属員の福利厚生に関する施設

- 六 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設
- 八 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 九 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。
- 3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができない。
- 4 協同組合連合会（第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、第九条の二第二項から第十一項まで及び第九条の二の二から第九条の七までの規定を準用する。
- 5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第四号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。
 - 一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第二十一号までの事業
 - 二 証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前号の事業を除く。）
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務に係る事業
- 四 前条第九項各号の事業
- 6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで、第十項及び第十一項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。
- 7 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九条の七の四第一項前段及び第九条の七の五の規定を準用する。

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（信用金庫の事業）

第五十三条 信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け
- 三 会員のためにする手形の割引
- 四 為替取引

- 2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下同じ。）をすることができる。
- 3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。
 - 一 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）
 - 二 有価証券（第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
 - 三 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）
 - 四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
 - 五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号及び次条第四項第五号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - 五の三 短期社債等の取得又は譲渡
 - 六 有価証券の私募の取扱い
 - 七 国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の指定する者の業務の代理
 - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 九の二 振替業
 - 十 両替
 - 十一 金融先物取引等
 - 十二 金融先物取引等の受託等
 - 十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
 - 十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示さ

れる金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

- 十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 4 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

- 5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

ハ 第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

ニ 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

各権利の金額が一億円を下回らないこと。

元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

利息の支払期限を、の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで(定義)に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)を

- いう。
- 三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。
- 三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。
- 四 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。
- 五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。
- 6 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。
- 7 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。
- 8 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務
- 9 信用金庫は、第三項第四号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 10 信用金庫は、第三項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 11 信用金庫が第六項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 12 信用金庫が第七項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 13 信用金庫は、第八項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 14 信用金庫は、第三項第八号に掲げる業務を行う場合には、商法第六十八条第一項第八号ただし書、第七十条第二項、第七十条第五号第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。）、第七十八号（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）、第八十九号（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）において準

用する場合を含む。)、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二條第二項(同法第二十三條ノ二及び第五十七條において準用する場合を含む。)、並びに商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第八十條第十号、第八十二條第四号、第九十五條第六号及び第九十六條第二号(同法第八十二條第四号に係る部分に限る。)、の規定の適用については、銀行とみなす。

15 信用金庫は、国民生活金融公庫の業務の代理を行うときは、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十三條第一項第三号の規定の適用については、銀行とみなす。

16 信用金庫は、次の各号に掲げる者で第三項第七号の規定による内閣総理大臣の指定を受けたものの業務の代理を行うときは、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める法律の規定の適用については、銀行とみなす。

一 農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第百五十五号)第二十六條第二項

二 中小企業金融公庫 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第二十七條第二項

三 農業信用基金協会 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第百二十四号)第九條第一号

四 地方住宅供給公社 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第三十四條第二号

17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三條第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

(信用金庫連合会の事業)

第五十四條 信用金庫連合会は、会員のために次に掲げる業務を行うことができる。

一 会員の預金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け

三 為替取引

2 信用金庫連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を併せ行うことができる。

一 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人(次号において「国等」という。)、の預金の受入れ

二 会員以外の者(国等を除く。)、の預金の受入れ

三 会員以外の者に対する資金の貸付け

3 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に掲げる業務を行うおとすときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け(会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。)

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。)、の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするも

- のに限る。)
- 三 有価証券の貸付け(会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。)
 - 四 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)
 - 五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)
 - 五の二 特定社債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)
 - 五の三 短期社債等の取得又は譲渡
 - 六 有価証券の私募の取扱い
 - 七 国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の指定する者の業務の代理
 - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 九の二 振替業
 - 十 両替
 - 十一 金融先物取引等
 - 十二 金融先物取引等の受託等
 - 十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。)
 - 十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 五 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(前項の規定により行う業務を除く。)
 - 六 信用金庫連合会は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。
 - 七 信用金庫連合会は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

二 担保附社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

8 信用金庫連合会は、第四項第四号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

9 信用金庫連合会は、第四項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

10 信用金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該信用金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

11 信用金庫連合会が第六項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該信用金庫連合会は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

12 信用金庫連合会が第七項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

13 前条第四項、第五項及び第十四項から第十七項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第十四項中「第三項第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十七項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（金庫の事業）

第五十八条 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け

三 会員のためにする手形の割引

2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 為替取引

二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この章において「国等」という。）の預金の受入れ

三 会員（個人会員を除く。）を構成するもの（以下この項において「間接構成員」という。）の預金又は定期積金の受入れ

四 間接構成員（法人又は団体であるものを除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族（次号において「配偶者等

- 「と同一。）」の預金又は定期積金の受入れ
- 五 会員以外のもの（国等、間接構成員及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ
- 六 間接構成員及び日本勤労者住宅協会に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）
- 七 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 八 有価証券（第十一号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
- 九 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 十 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この章において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 十一 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 十二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下この号及び次条第一項第九号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 十一の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 十二 有価証券の私募の取扱い
- 十三 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理
- 十四 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十五 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十五の二 振替業
- 十六 両替
- 十六の二 金融先物取引等
- 十七 金融先物取引等の受託等
- 十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定め

るものを除く。)

二十 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第八号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十一 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

3 労働金庫の前項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額は、当該労働金庫の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

4 労働金庫は、第二項第六号に掲げる資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところにより、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに対する資金の貸付けをすることができる。

5 第二項第十一号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

ニ 保険業法(平成七年法律第五五号)第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

各権利の金額が一億円を下回らないこと。

元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

利息の支払期限を、の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

三の三 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第十二項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。

8 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。

9 労働金庫は、第二項第十号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

10 労働金庫は、第二項第二十号又は第二十一号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

11 労働金庫が第七項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

12 労働金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

13 労働金庫は、第二項第十四号に掲げる業務を行う場合には、商法第六百六十八条第一項第八号ただし書、第七百七十条第二項、第七百七

十五條第二項第十号、同條第四項（同法第二百一十一條第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び第二百八十八條ノ十四（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第百七十八條（同法第二百一十一條第三項、第二百八十八條ノ十四第一項、第二百八十八條ノ三十七條第四項（新株予約権の行使についての準用規定）及び第三百四十一條ノ十三第三項（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る払込取扱銀行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第百八十九條（同法第二百八十八條ノ十四第一項、第二百八十八條ノ三十七條第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二條第三項（社員の出資に係る払込取扱銀行についての準用規定）（同法第五十七條（資本増加についての準用規定））において準用する場合を含む。）、第二百八十八條ノ六、第二百八十八條ノ二十八條第二項第五号及び第六号、第三百四十一條ノ六第二項第三号並びに第三百四十一條ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二條第二項（同法第二十三條ノ二（会社が有する自己の持分の処分についての準用規定））及び第五十七條において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十條第十号、第八十二條第四号、第九十五條第六号及び第九十六條第二号（同法第八十二條第四号に係る部分に限る。）（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行とみなす。

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前條第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

- 一 為替取引
- 二 国等の預金の受入れ
- 三 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ
- 四 会員以外のものに対する資金の貸付け
- 五 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 六 有価証券（第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第九号の二及び第十号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
- 七 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 八 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 九 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 九の二 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 九の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 十 有価証券の私募の取扱い
- 十一 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理
- 十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

- 十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十三の二 振替業
- 十四 両替
- 十四の二 金融先物取引等
- 十五 金融先物取引等の受託等
- 十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第九号及び第十四号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）
- 十八 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 2 労働金庫連合会は、前項第三号又は第四号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 3 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。
- 4 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。
- 5 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - 二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務
- 6 労働金庫連合会は、第一項第八号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 労働金庫連合会は、第一項第十八号又は第十九号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 8 労働金庫連合会が第三項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該労働金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 9 労働金庫連合会が第四項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫連合会は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 10 労働金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 11 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。
- 12 前条第五項、第六項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」とあるのは「前項及び次条第一項」と、同条第十三項中「第二項第十四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）

- 第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の十五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
 - 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
 - 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
 - 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
 - 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
 - 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
 - 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
 - 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

九 農村工業に関する施設

十 共済に関する施設

十一 医療に関する施設

十二 老人の福祉に関する施設

十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十五 前各号の事業に附帯する事業

組合員又は会員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）は、前項に規定する事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の十五の二第一項第二号において同じ。）

二 前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの

組合員又は会員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

出資組合は、第一項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。

一 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業

二 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業

三 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業

第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

三の二 有価証券（第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券

- オプション取引又は外国市場証券先物取引（利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
- 四 有価証券の貸付け
- 五 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 六 金銭債権（譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 六の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 七 有価証券の私募の取扱い
- 八 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
- 九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十の二 振替業
- 十一 両替
- 十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引等の受託等
- 十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第六号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
- 十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの
- 十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十七 前各号の事業に附帯する事業
- 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
- 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に

関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

二 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条

第六項に規定する特定短期社債（第十四項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

第六項第三号の二、第十五号及び第十六号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

第六項第五号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

第六項第六号の事業には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の三の事業には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特

定短期社債を含む。)をいう。

第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。

第六項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。組合は、第六項第五号又は第六号の二の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

農業協同組合は、第六項第十三号から第十六号までの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。農業協同組合連合会は、第六項第十五号又は第十六号の事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

組合が第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

溢 組合が第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

驛 組合は、第九項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

遷 組合は、第六項第九号の事業を行う場合には、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十八条第一項第八号ただし書、第一百七十条第二項、第一百七十五条第二項第十号、同条第四項(同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。)、第二百七十八条(同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。)、第二百八十九条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ三十三第三項並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条第三項(同法第五十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二条第二項(同法第二十三条ノ二及び第五十七条において準用する場合を含む。))並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号(同法第八十二条第四号に係る部分に限る。))の規定の適用については、銀行とみなす。

取 組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書の規定は、適用しない。

葛 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設(第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。)を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで及び第七項から第九項までの規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額(第一項第二号及び第六項第一

号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

芦 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合であつて、組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他の経済事情等からみて、資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に第一項第二号及び第六項第一号の規定による施設を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、前項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における当該施設に係る組合員以外の者の事業の利用分量の額が、当該事業年度における当該組合の貯金及び定期積金の合計額に百分の二十以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該施設を利用させることができる。

榊 行政庁は、農業協同組合について前項の指定を行おうとするときは、主務大臣の意見を聴かなければならない。

禧 組合は、第二十五項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人に対する資金の貸付け

二 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

三 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

基 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十五項ただし書及び第二十六項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

是 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第二号の事業及び同号又は同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項から第九項までの事業のほか他の事業を行うことができず、第一項第二号の事業に附帯する事業のほか他の事業を行うことができない。

(事業の種類)

第十一条 漁業協同組合(以下この章及び第四章において「組合」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
 - 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
 - 三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
 - 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
 - 五 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
 - 六 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
 - 七 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
 - 八 漁場の利用に関する施設(漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。)
 - 九 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設
 - 十 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する施設
 - 十一 組合員の共済に関する施設
 - 十二 組合員の福利厚生に関する施設
 - 十三 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
 - 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
 - 十六 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合員に出資をさせない組合(以下この章において「非出資組合」という。)は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十一号の事業を行うことができない。
 - 3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
 - 一 手形の割引
 - 二 為替取引
 - 三 債務の保証又は手形の引受け
 - 三の二 有価証券の売買等(有価証券の売買、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引(同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引を除く。)、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引であつて、利用者による注文を受けてその計算においてするものをいう。以下同じ。)
 - 四 有価証券の貸付け
 - 五 国債等(国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。)

- 引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い
- 七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
- 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 九の二 振替業（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）
- 十 両替
- 十一 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
- 一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
- 二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為
- 三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業を行うことができる。
- 6 組合は、第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。
- 7 組合が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 8 組合が第五項の規定により信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法等を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

9 組合は、第三項第八号の事業を行う場合には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十八条第一項第八号ただし書、第七十條第二項、第七百七十五條第二項第十号、同條第四項（同法第二百一十一條第三項及び第二百八十條ノ十四において準用する場合を含む。）、第七百七十八條（同法第二百一十一條第三項、第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項において準用する場合を含む。）、第八百八十九條（同法第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二條第三項（同法第五十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十條ノ六、第二百八十條ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一條ノ六第二項第三号並びに第三百四十一條ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二條第二項（同法第二十三條ノ二及び第五十七條において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十條第十号、第八十二條第四号、第九十五條第六号及び第九十六條第二号（同法第八十二條第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

10 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第四項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

11 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第三号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十一号及び第十二号の事業 組合員と世帯を同じくする者

12 組合は、第十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所屬員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 所屬員の事業に必要な物資の供給
- 六 所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 七 所屬員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 八 漁場の利用に関する施設（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 九 船だまり、船揚場、漁礁その他所屬員の漁業に必要な設備に関する施設
- 十 会員の監査及び指導
- 十一 所屬員の遭難防止又は遭難救済に関する施設
- 十二 所屬員の福利厚生に関する施設
- 十三 連合会の事業に関する所屬員の知識の向上を図るための教育及び所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 十四 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあつせん
- 十六 前各号の事業に附帯する事業
- 2 会員に出資をさせない連合会（以下この章において「非出資連合会」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号の事業を行うことができない。
- 3 第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。
- 4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所屬員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
 - 一 手形の割引
 - 二 為替取引
 - 三 債務の保証又は手形の引受け
 - 三の二 有価証券の売買等
 - 四 有価証券の貸付け
 - 五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
 - 七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

- 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 九の二 振替業
- 十 両替
- 十一 金融先物取引等の受託等
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
 - 一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
 - 二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為
 - 三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 6 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。
 - 7 第十一条第六項の規定は、連合会が第四項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行うおととする場合について準用する。
 - 8 第十一条第七項の規定は、連合会が第五項の規定により同項に規定する事業を行うおととする場合について準用する。
 - 9 連合会が第六項の規定により信託業務に係る事業を行うおととする場合には、第十一条第八項の規定を準用する。
 - 10 連合会が第四項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。
 - 11 第一項第十号に規定する会員の監査の事業を行う連合会であつて、全国の区域を地区とし、かつ、同項第四号の事業を行う連合会を会員とするもの（次条において「全国連合会」という。）は、同項第十号に規定する会員の監査の事業のほか、第四十一条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定組合の監査の事業を行うものとする。
 - 12 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその施設（第四項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第五項並びに前項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。
 - 13 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。
 - 一 第一項第三号の事業 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として

貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十二号の事業 所属員と世帯を同じくする者

14 連合会は、第十二項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）

第九十二条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設

五 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販売

六 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設

六の二 組合員の共済に関する施設

七 組合員の福利厚生に関する施設

八 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

三の二 有価証券の売買等

- 四 有価証券の貸付け
- 五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
- 七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
- 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 九の二 振替業
- 十 両替
- 十一 金融先物取引等の受託等
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
 - 一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
 - 二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為
 - 三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。
 - 5 第十一条第六項の規定は、組合が第二項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行うおととする場合について準用する。
 - 6 第十一条第七項の規定は、組合が第三項の規定により同項に規定する事業を行うおととする場合について準用する。
 - 7 組合が第四項の規定により信託業務に係る事業を行うおととする場合には、第十一条第八項の規定を準用する。
 - 8 組合が第二項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。
 - 9 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第二項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第三項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。
 - 10 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。
 - 一 第一項第一号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として

貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第二号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第六号の二及び第七号の事業 組合員と世帯を同じくする者

11 組合は、第九項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け

二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三 所属員の事業に必要な物資の供給

四 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設

五 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販売

六 所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設

七 会員の監査及び指導

八 所属員の福利厚生に関する施設

九 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設

十 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十一 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができる。

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

- 三 債務の保証又は手形の引受け
- 三の二 有価証券の売買等
- 四 有価証券の貸付け
- 五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
- 七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
- 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 九の二 振替業
- 十 両替
- 十一 金融先物取引等の受託等
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
 - 一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
 - 二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為
 - 三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。
- 6 第十一条第六項の規定は、連合会が第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとする場合について準用する。
- 7 第十一条第七項の規定は、連合会が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合について準用する。
- 8 連合会が第五項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合には、第十一条第八項の規定を準用する。
- 9 連合会が第三項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。
- 10 連合会は、定款で定めるところにより、所屬員以外の者にその施設（第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第四項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において所屬員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所屬員が利用する事業の分量の総額の五分の一を超えてはならない。

- 11 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所屬員とみなす。
- 一 第一項第一号の事業 営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者
 - 二 第一項第二号の事業 営利を目的としない法人
 - 三 第一項第八号の事業 所屬員と世帯を同じくする者
- 12 連合会は、第十項の規定にかかわらず、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。
- 一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
 - 二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
 - 三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 16（略）

- 17 この法律において「商品取引受託業務」とは、商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受ける営業をいう。
- 18（略）

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社團又ハ財團ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得